

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県盛岡市乙部5地割105番

氏名 有限会社藤工 代表取締役 藤原 正基
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 5年 2月17日

許可の有効年月日 令和10年 2月16日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 2月17日 当初許可

平成19年11月21日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に燃え殻、汚泥、廃油、ばいじんを追加したこと。）

平成20年 2月17日 更新許可

平成20年 3月19日 事業範囲の変更許可（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類の積替え・保管を追加したこと。）

平成20年 3月31日 変更届出書受理（本店所在地を盛岡市西見前12地割168番地4（以下、裏面記載）

平成20年 4月 1日 から変更したこと。) 書換え (盛岡市の中核市への移行に伴い、盛岡市内の積替え・保管施設内容を削除したこと。)

平成25年 2月17日 更新許可

平成30年 2月17日 更新許可

令和 5年 2月17日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 有
市名 盛岡市 許可番号 11011101925
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白